

答 市長

事業者に私が直接詳細な実務的指示をする立場にはなく、担当部局から再三にわたり連絡調整・指導・要請を繰り返していたとの報告は受けていません。

問 工事を再開している事業者に対して、「資金があるならすぐに返済すべき」と迫っているのか。

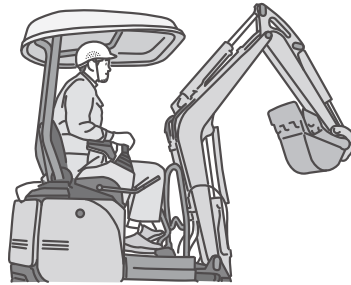
答 市長

7月19日の臨時議会での「訴えの提起」の議決後、顧問弁護士と委任契約を結び、7・8・9月と詳細な調査をしていただき、訴訟の提起の最終局面を迎えています。一方で、現場は優良農地でありますので、そのまま放置されることには課題があり、今後、訴訟の動向を踏まえ、適切に対応してまいります。

問 債権回収入民事のみで解決できるのか。刑事訴訟はしないのか。

答 市長

まずは民事で返還に係る訴訟の提起、そして顧問弁護士とも協議を重ねながら、当然民事、刑事の両面を視野に入れて検討しています。



地域手当の見直しに言及した2023 人事院勧告で市内労働者の処遇改善につながる市の役割発揮を

問 2023 人事院勧告では地域手当の級地見直しに言及されたが、市内商工団体の理解

を得ながら、市職員の地域手当の改善課題について問う。

答 市長

県内の19市町の状況は、高島市を含む10市町が級地区分の対象外であり、これまでから近畿市長会、全国市長会を通じて級地区分の見直しを提案・要望してまいりました。そのうち、先月7日に公表の人事院勧告において、地域手当の級地区分の設定を広域化するなど大々的な調整方法に見直すよう検討を行うことが盛り込まれており、今後の検討状況を注視してまいります。

答 市長

問 滋賀県下13市の地域手当の現状はどうか。

13市のうち、近江八幡市・野洲市・高島市・米原市の4市は級地区分の適用がなく、支給率が0%であり、10%が天津市・草津市・栗東市、

6%が彦根市・守山市、3%が長浜市・甲賀市・東近江市、そして湖南市は級地区分はありませんが、市独自の判断で2%の地域手当が支給されているという状況です。

問 会計年度任用職員の給与引上げ勧告時には、4月に遡及し改定すべきではないか。

答 市長

遡及適用については、今後、県内各市町の動向も見極めて検討してまいります。



その他の質問

担い手から新規就農者に、総合的に継承できるシステムを